

計画段階配慮手続に関する主な論点毎の方向性 (委員長案)

1. 計画段階配慮事項の選定、調査・予測・評価手法に関する指針関係

(1) 調査・予測・評価の対象範囲

- 調査・予測・評価の範囲はどこまでとすべきか。環境要素について、EIA¹段階と異なるものとする必要があるか。工事中の影響を対象に含める必要があるか。

<方向性>

- 事業における重大な環境影響の回避・低減が図られるよう、調査・予測・評価の範囲を整理する。工事中の影響についても、影響の重大性に着目して、必要に応じて含める。

(関連する委員意見)

- 調査・予測の範囲は、重大な環境影響の回避・低減に着目して整理したらどうか。
- 地方公共団体でも、工事中も含めている事例が多く見られるので、必要に応じて、工事中の影響も含めるのがよいのではないか。
- 工事中のほうが、影響が重大になる可能性があるという点から、(工事中の影響も対象範囲に) 入れたほうがよいと考える。

- 配慮事項 (EIAにおける評価項目に該当) はどのような考え方で選定すべきか。(「重大な影響のおそれがある環境要素」を選定するという考え方でよいか。)

<方向性>

- 事業における重大な環境影響の回避・低減が図られるよう、「重大な影響のおそれがある環境要素」を配慮事項として選定する。

(関連する委員意見)

- 調査・予測の範囲は、重大な環境影響の回避・低減に着目して整理したらどうか。【再掲】

¹ 事業段階の環境影響評価 (方法書以降の手続) をいう。以下同様。

(2) 複数案の設定

- 複数案の設定は原則行うこととすべきか。
- 複数案を設定しない場合(単一案)の扱いをどうすべきか。(理由を付す必要があるか)

<方向性>

○ 原則、複数案の設定を行う。複数案を設定しない場合には、その理由を明らかにする。

(関連する委員意見)

- 複数案は原則として設定すべき。
- 法改正の趣旨に照らし、SEA 手続では何らかの複数案を原則として設定すべきであり、設定できない場合にはその理由を明らかにすべき。
- 複数案をつくることを原則にすべき。その上で、複数案を設定しない場合には、その理由をきちんと付す仕組みがいい。
- 基本的には複数案をつくるべき。複数案が示せない場合は、その理由を明記するという考え。
- (発電事業について) 場所が決まれば、その中で、配置や放水口、煙突の位置といったものを複数案として設定することは十分あり得るということなので、これについては複数案を原則として行うべき。
- 今回のSEAの趣旨から言うと、ある敷地の中での複数の案を考えていくことも一定程度意味がある。
- 立地の選択に当たって、この地点であれば周辺への影響が比較的軽微であるといった複数の検討を本来しているはず。計画公表後であっても、それを公表したときに、住民が納得できるような根拠になっていけば次に行けると思う。
- 複数案を設定しない場合には、理由をつける必要はあると思う。理由も社会条件によって変化する可能性があり、時代時代に応じて、必ずしも同じ理由で許されるかどうかという問題もある。そういうことを社会全体で考える必要があると思うので、理由はきちんと示していただきたい。
- 複数案の根拠が極めて重要で、その根拠がどういう経緯で得られるのか。

- 「位置・規模」に関する複数案と「配置・構造」に関する複数案とは同じ扱いでよい
か。いずれかを優先すべきか。

<方向性>

- 「位置・規模」に関する複数案を設定することの方が、重大な環境影響を回避・低減できる余地が高いことから、優先されるべき。加えて、「配置・構造」に関する複数案の検討も重大な環境影響の回避・低減のためには、非常に重要となる場合もある。

(関連する委員意見)

- 「位置・規模」の複数案では、「配置・構造」の複数案と比べ、より広域的な環境影響の回避・低減を検討することが可能となる。従って、可能な限り「位置・規模」の複数案を設定することが望ましい。すなわち、「位置・規模」の複数案がより優先されるべき。
- 位置や規模のほうが、重大な環境影響により密接に結びつく可能性が高いと思うので、そこは当然、優先させるべき。
- (発電事業について、諸外国では) 割と小さい国でも複数案は検討している。そういうことを考えると、少なくとも配置、構造の複数案ぐらひはやってもらいたいし、位置、規模の複数案もできるだけやってもらう必要がある。
- 位置と規模が重要だということは前提にあると思うが、生態系や緑地等は、同一の規模、位置の中でもその配置と構造が大きく影響を及ぼす場合がある。「位置・規模」をやれば「配置・構造」は複数案を出さなくてもいいということではなく、案件によっては「配置・構造」が非常に重要になってくるものもあるので、よく検討する必要がある。

- ゼロ・オプション（事業を行わない案）の扱いをどうすべきか。

<方向性>

- 他の施策との組合せにより設定しうる場合等、ゼロ・オプションの設定が現実的である場合は、複数案に含めることが望ましい。

(関連する委員意見)

- 事業をする、しないを含めての SEA になったときには、民間事業は、当初から事業をやるらないという前提はあり得ないので、適用できる範囲などをもう少し検討しておいたほうがいい。
- できるだけゼロ・オプションを含むような形の複数案を、としたほうがいいのではないか。
- ゼロ・オプションを含めた形での複数案を考えるべき。

- 現実を見ると、かなりゼロ・オプションに近い選択と、そうでない選択とで、紛争を起こしている例がある。そういうことを考えると、できるときだけゼロ・オプションを、というのは、疑問。例えば生態系や希少生物の問題では、ゼロ・オプションも考えてほしい。
- 現地調査をして初めて存在がわかるケースもある。そういう意味では、ゼロ・オプションをどこかで考えておくと、そうしたケースに対処できる。
- ゼロ・オプションに関しては、「含めてもよい」「検討する」というほどの文言がよい。一方で、人が手を加えて成り立ってきた部分が管理放棄によって劣悪になっている環境も多く、事業実施によって回復するような状況はないか。その場合には、ゼロ・オプションを選択しない積極的な理由となりえるか。さらに、開発事業の目的に環境回復・復元も位置付ける（主ではないが）ことはできないか。
- ゼロ・オプションのところは、これ （この方向性案） でよい。
- ゼロ・オプションは、いいところは当然あるが、設定するとそれだけに目が向けられてしまい、かえって選択肢を狭めることもあるという議論もあるので、現実的な場合には複数案に含めるという整理でよいのではないか。

複数案の設定に関連するその他の委員意見

- SEA でベストなものをとるということが初めから決まっているとすると、事業者は、経済性その他のファクターがベストなものをまず選んで、非常に狭い範囲で複数案を示すということになりかねない。最終的に事業計画を決めるときに、事業者が総合的に判断する余地が残されているならば、可能性のある幾つかについてSEAをやっておいて、そのことと、それ以外の経済性その他についても総合的に判断をして、最終的に事業計画をつくり、EIAに入っていくという可能性が出てくる。
- 複数案をどういうふうを設定するかが極めて重要。やり方によっては、非常に狭い中から複数案を提案することもできるし、逆もできる。やっていく中で収束していくのかもしれないが、どのくらいのところまでは複数案として検討すべきということを、整理しておく必要があるのではなかろうか。
- 埋立てを代表とする海域を使うことを考えたとき、位置や規模については、比較的自由度が高い場合が多いと思うので、広い範囲内からどのようなものがあり得るかという複数案を考えるという可能性が高いと思う。

(3) 調査・予測・評価の具体的手法

①調査・予測の手法

- 既存資料によって実施することでよいか。
- どのような場合に専門家のヒアリングや現地調査等を行うべきか。

<方向性>

- 原則として既存資料によって実施する。
- 既存資料によって必要な情報が収集できない場合には、適切な知見を有する専門家へのヒアリングを行う。
- 既存資料又は専門家のヒアリングによって必要な情報が収集できない場合等、重大な環境影響を把握する上で必要がある場合には、現地調査を行う。

(関連する委員意見)

- 予測評価の手法や調査については、E I Aほど細かいことまでは必要ないと思うので、少し大まかでもいいのではないかと。
- SEA 手続は、「重大な影響を回避・低減する」ことが目的であり、やや大雑把でもよいので複数案間の影響の比較を行うことが重要。詳細な調査・予測・評価は、その後のEIA手続で行うことが適切。
- SEA 手続の期間があまりに長くなってしまふことにも支障がないわけではなく、その点も考慮すべき。ただし、重大な環境影響を把握する上で必要がある場合は現地調査等を行うべき。
- 生態系・動植物について、地理情報も含めて、いろいろなツールの開発が進んでいる状況。将来的には、こういうツールや既存資料だけでできることになるのではと期待はしているが、現状としては難しい。ただ、現実的な問題として考えたときに、既存資料だけでできないときには、地元の専門家の意見を聞くことによって、かなりいろいろな情報が拾えるのは確か。まず既存資料、それから現地の専門家の意見、それから必要に応じて現地調査という形で考えていただくのが現実的な路線ではないか。
- 大気の場合は、多分既存資料によって実施することでいいのではないかと思う（条件として、大気測定局でのデータが広い領域できちんととられているような状況であれば、地形の条件等からどこに最大着地濃度が出るかは判断可能）。それから、例えばNOX・PM法の指定地域であるか、環境基準に対して現状濃度がどのレベルかという情報をもとに、環境に対してさらに負荷になる場合であればそれなりの評価ができるし、大体判断は可能かと思う。既存資料だけで判断できない場合とは、大気測定局がないところで、例えば何もなかったところに道路をつくるような場合、学術的にまだ未解明な点もあり、大気汚染物質が水に入って、地域の水質を汚染するといった可能性もないわけではないので、その辺は気をつけて扱うべきではないか。
- 基本的には既存資料を活用できる範囲ではぜひ活用する、その上で、必要に応じて現地調査や専門家からの知見の収集などを行って、より確実性、精度の高い予測や調査をす

るという考え方がいいと思う。

- SEA といっても、評価をする対象や中身によっても精度は違うと思う。
- 重大な環境影響を回避するには、できるだけ初期の段階で、いろんな情報を集めて、十分な情報に基づいて意思決定をしておいて、後の環境影響評価の段階では、それを踏まえた上で行うというように、根本的には、前段の段階に重心を置いた制度づくりをしなければいけないのではないかと。
- 調査の手法について、「既存資料だけで実施する」のではなく、既存資料より始めるという意味であればよい。動植物や生態系においては、そもそもどのような資料がどこにあるか情報収集し、整理蓄積していくことも肝要。また、地域の専門家への聞き取りも重要な調査手法である。予測の手法について、既存資料の扱いは上記と同じ。本来は科学的裏付けがあって、それを応用的に簡便にした評価手法が構築されるもので、その根拠が重要。定性的であっても、根拠性に説明力があれば可。定性的予測は専門家の判断が大きく左右することもある。

- 重大な環境影響を回避・低減するという観点から、各環境要素について、SEA の実施目的に見合った調査・予測手法が選定可能か。

<方向性>

①環境の自然的構成要素の良好な状態の保持（大気環境、水環境、土壌環境等）

汚染の程度・広がり、又は環境要素の状態の変化の程度・広がりについて、これらが人の健康、生活環境及び自然環境に及ぼす影響の程度を把握する。（基本的な考え方はE I Aと同様）

②生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全（動物、植物、生態系）

【動物、植物】

重要種の分布・生息・生育状況、重要な群落の分布状況、注目すべき生息地の分布状況を調査し、これらに対する影響の程度（改変・分断の程度やそれらによる生息・生育への影響の程度等）を把握する。（基本的な考え方はE I Aと同様）

【生態系】

例えば、以下のような生態系のまとまりを「重要な生態系（の場）」として把握し、これらに対する影響の程度（改変・分断の程度等）を把握する。（E I Aより簡便な手法）

- 人為的な改変をほとんど受けていない生態系や一度改変すると回復が困難な脆弱な生態系（自然林、湿原、藻場、干潟、サンゴ群集、自然海岸 等）
- 減少又は劣化しつつある生態系（里地里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等）、河川沿いの氾濫原の湿地帯や河畔林 等）
- 地域において重要な機能を有する生態系（水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する

干潟、土砂崩壊防止機能を有する緑地 等)

- ・その他地域を特徴づける重要な生態系（都市に残存する斜面林、社寺林、屋敷林等の樹林地・緑地や水辺地等 田園地域における水田、水路、ため池などの水と生態系とのネットワーク 等)

③人と自然との豊かな触れ合い（景観、触れ合い活動の場）

【景観】

主要な眺望点、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握する。（基本的な考え方はE I Aと同様）

【触れ合い活動の場】

野外レクリエーション及び地域住民等の日常的な自然との触れ合い活動に関し、それらの活動が一般的に行われる施設及び場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握する。（基本的な考え方はE I Aと同様）

④環境への負荷（廃棄物等、温室効果ガス等）

温室効果ガスの発生量等、廃棄物等の発生量・最終処分量等を把握する。（基本的な考え方はE I Aと同様）

（関連する委員意見）

- ・ SEA では、事業の位置自体が全然違う可能性がある。そういうときに、大気質について、最大着地濃度出現地点及び濃度という指標で比較した場合、ポイントでしか比較できないという欠点がある。位置が違えば、土地利用、人口の状況などが、全く異なるので、最大着地濃度ではベストかもしれないが、人口が多い案というのはあり得る。一つの方法としては、人口、土地利用も加味したリスク的な評価みたいなものが必要ではないか。
- ・ 水質や底質の評価は、条件が与えられているのならば、シミュレーションをやることぐらいは大した手間でないのではやるという考え方でよいのではないかと思うが、全くデータのないところできちんとやろうとすると、現地調査を必要として、そこからシミュレーションに使うパラメーターを決めていこうというケースが相当出てくるように思う。実際に実行するときの余地として、一つは全くわからないのであれば、現地調査をすればよし、それも全体の規模からいってバランスかとれないということであれば、ある程度、一般的に使われている既存のパラメーターを利用して、予測をするというのも許されるという余地を残しておいたほうがよいのではないか。もう一つ、簡略化をする余地として、専門家が見れば、形状と地形を見ると、まあ、こんなところというのがかなり出てくるので、複数の専門家が見て、ある程度意見が一致するのであれば、そういう意見も利用するという余地があってもよいのではないか。
- ・ 今後の研究の発展や資料の充実も考慮して、ポテンシャルマップなどの生息域推定や重要度の判定方法などを積極的に取り入れてゆく、というようなことがあるとよい。
- ・ SEAに関して一番気になるところは生態系への影響ではないか。

- 定量的な予測を原則とすべきか。定性的な予測でもよいか。

<方向性>

- 予測について、科学的知見の蓄積や既存資料の充実の程度に応じ、可能な限り定量的に予測を行うことが望ましいが、それが困難な場合には定性的な予測を行う。

(関連する委員意見)

- 可能であれば、定量的な予測はしたほうがいい。必要な要件が整わない、広域的な複数案では緒元が定まらないことがあるので、義務づけるのは難しいが、可能な要件がある場合もあると思うので、そのような場合は定量的予測をした上で、それを複数案の間で比較優劣をするということを考えるべきではないか。
- 生態系とか生物多様性に関しても、いろいろな方法が最近開発されつつある状況。例えば、希少生物の生息環境に関しても、そこにいるか、いないかではなくて、ポテンシャルとして生息できる環境があるかないかというようなことも、土地利用や植生図といった情報があれば推定できる時代になりつつある。そういうことも含めて定量的な評価をしていただきたい。
- 今後の研究の発展や資料の充実も考慮して、ポテンシャルマップなどの生息域推定や重要度の判定方法などを積極的に取り入れてゆく、というようなことがあるとよい。【再掲】
- ほとんどどれも大差ないだろうという中で選ぶのであれば、定性的な評価だと不十分ではないか。この意見には、どの複数案も環境影響がほとんどないような場合に、定量的にやっておく必要があるのではないか、という趣旨を含む。
- 本来は科学的裏付けがあつて、それを応用的に簡便にした評価手法が構築されるもので、その根拠が重要。定性的であつても、根拠性に説明力があれば可。定性的予測には漁師や猟師などを含む専門家の判断が大きく左右することもある。【再掲】

- 予測の不確実性について詳細に検討する必要があるか。

<方向性>

○SEA 段階においては、予測の不確実性について詳細な検討を行う必要はないが、どのようなことが想定されるかの整理は重要。

(関連する委員意見)

- 予測の不確実性については、詳細検討まででなくても、どのようなことが想定されるかの整理は重要。

- EIA 段階における「参考項目」、「参考手法」に当たるものは、SEA 段階でも必要か。

<方向性>

○ SEA 段階では、EIA 段階における「参考項目」「参考手法」に当たるような詳細なものを定める必要はない。

(関連する委員意見)

- 参考項目、参考手法に関して、「参考」ではあっても、結局のところ、この手法が使われる。手法は、日々、進歩しているが、昔のままの手法がずっと使われ続けているのをしばしば見受ける。ないほうが最新の手法を使っただけなのではないか。
- 参考項目、参考手法をあらかじめ定めておくことは、特段、必要ないと思う。SEA の範囲と EIA の範囲がある程度重なっていることは意識しておいたほうがいい。
- 参考項目、参考手法について、E I A どおりにやる必要はないが、まったく参考になる項目・手法がないと事業者が困るのではないか。詳細さの差があるとしても、ある程度参考にするものも考えてもいいのではないか。

- 配慮事項及び調査・予測手法の選定理由を明確化すべきか。

<方向性>

○配慮事項及び調査・予測手法の選定理由は、原則として明確化すべき。

(関連する委員意見)

- 配慮事項及び調査・予測手法の選定理由は原則として明確化したほうがいい。どういう背景で、その手法を選定したかということを書くのがよい。
- 本来は科学的裏付けがあつて、それを応用的に簡便にした評価手法が構築されるもので、その根拠が重要。定性的であっても、根拠性に説明力があれば可。定性的予測には漁師や猟師などを含む専門家の判断が大きく左右することもある。【再掲】

②評価の手法

- 評価手法の主軸は、「複数案間における重大な環境影響の比較整理」か、「複数案間で差異の生じる環境要素の比較整理」か。

<方向性>

- 「複数案間における重大な環境影響の比較整理」を主軸とする。加えて、重大な環境影響について複数案間で差異がなく、その他の環境要素で複数案間に際だった差異の見られる場合は、そうした環境要素についても、可能な限り比較整理する。

(関連する委員意見)

- ある程度、規模や位置が決まれば、出てくる環境影響は見込みがつくわけで、複数案を通じて、できるだけ重大な影響が生じないように、計画上の配慮をする。その上で、今度はEIA段階で、さらに環境保全措置等を講じて、環境面の影響をさらに低減させていくというステップの中でSEAが位置づけられている。評価の主軸でいえば、複数案の間で重大な環境影響の比較をし、よりどちらが少ない影響であるかということを見ていくほうがよいと思う。
- (評価の主軸について) 複数案間における重大な環境評価の比較整理か複数案間で差異の生じる環境要素の比較整理かということは、両方ではないか。重要なことは当然比較しなきゃいけないし、そうでなくても、かなりここに差ができてきますというのが際立っているのなら、それもやらなくてはいけない。

- 単一案のみが設定されている場合の評価方法をどうすべきか。(重大な環境影響が回避、低減されているかについての評価を行うことでよいか。)

<方向性>

- 単一案のみが設定されている場合には、当該案について、重大な環境影響が回避、低減されているかについての評価を行う。

(関連する委員意見)

- 複数案の設定はSEAの原則になるが、重大な環境影響が回避・低減されることがSEAの主目的かと思うので、単一案の場合は、重大な影響が回避・低減されているかを評価の視点にしたらどうか。

- 国や地方公共団体の環境目標（環境計画、環境基準等）等との整合性について、どのように評価に組み入れるか。(地方公共団体に意見聴取を行わなかった場合については、整合性をどのように確認するか。)

<方向性>

- SEA 段階においても、可能な限り国や地方公共団体の環境目標との整合性を確認する。

(関連する委員意見)

- 国や自治体の環境目標との整合性は、目安として環境基準や環境目標のようなものを置いておき、それに適合するような計画案にしていくことを、原則として考えるべきではないか。

2. 関係行政機関及び一般の意見を求める場合の指針関係

(1) 意見聴取の実施のタイミング・回数

- タイミングは、「配慮書案」段階か「配慮書」段階のいずれかとされているが、特に留意すべき事項はあるか。

<方向性>

- より早い段階で外部意見を取り入れる観点から、可能な限り、「配慮書の案の段階」において意見聴取を行うことが望ましい。

(関連する委員意見)

- より早い段階で外部意見を取り入れる観点から、「配慮書の段階」よりも、「配慮書の案の段階」において意見聴取を行うことが望ましい。
- 発電事業について建設計画公表後にいろいろな配慮を公表するというので、現行そうされているならば、それでもいい。

- 意見を求める場合のタイミングと回数について、最低限実施すべきことを規定する必要があるか。

<方向性>

- 少なくとも、原則として1回は、地方公共団体及び一般への意見聴取を行うべき。

(関連する委員意見)

- アセスはベターデシジョンのために情報を収集するということがあるので、意見聴取は基本的に一回はやってもらう必要がある。
- 法の趣旨に照らし、SEA 手続において原則として少なくとも1回は意見聴取を行うべき。行わない場合はその理由を明らかにすべき。

- 複数回の意見聴取を行うことをどう考えるべきか。

<方向性>

- 多段階、複数回の意見聴取は、関係者の意見をよりよく反映する観点から望ましい。

(関連する委員意見)

- 自治体では丁寧に意見聴取が行われている。そうした自治体の先行的な取組みを委縮させることがないように配慮が必要。
- 国交省は、意見聴取を2回しているところもあり、すぐれた取組をしているので、基本的事項はそういうことも可能なようにつくる必要がある。
- 計画策定には一定のコミュニケーション等が伴い、これにも時間がかかる。その後、分野によっては法定の決定行為に至る場合もあり、そういう手続の中の全体の中にうまく納まるような整理が必要。
- 公共事業のPI等において、多段階かつ多様な手法による意見聴取を行い、効果を挙げている例がある。こうした多段階・多様な意見聴取についても推奨すべき。
- 可能であるならば、多段階にわたって行えるところは行っていくというような流れがあつてしかるべき。
- 意見聴取の回数に関して、複数回やっても意味がないということもあるので、事業によって多少その辺は違ってくるのではないか。
- 意見聴取の実施のタイミング・回数について、「自治体の先行的な取組みを委縮させることがないように配慮が必要」という意見に賛成。

(2) 意見聴取を不要とする場合の考え方

- 意見聴取は原則として行うことでよい。
- 意見聴取を行わない場合をどう考えるか、行わない場合の理由を明らかにさせる必要があるか。

<方向性>

- 意見聴取は、原則として1回は行うべき。意見聴取を行わない場合は、理由を付す。

(関連する委員意見)

- アセスはベターデシジョンのために情報を収集するということがあるので、意見聴取は基本的に一回はやってもらう必要がある。【再掲】
- 法の趣旨に照らし、SEA 手続において原則として少なくとも1回は意見聴取を行うべき。行わない場合はその理由を明らかにすべき。【再掲】
- 一般と自治体からの意見聴取は原則行うべき。行わない場合には、その理由をきちんと書くべき。
- 意見聴取は、原則的には行うべき。
- (意見聴取を行わない場合の理由について、) こういう場合は理由を書いてほしいということをあらかじめ提示する必要はない。基本的には理由を聞いてもらうということにとどめてよい。

(3) 意見聴取を行う順序

- 「柔軟な手続」という基本的考え方を踏まえつつ、意見聴取等(国、地方公共団体、一般)の効果的な実施順序はあるか。

<方向性>

- 一般、地方公共団体の順に意見聴取した上で、主務大臣が意見を述べるのが、より効果的である。

(関連する委員意見)

- 意見聴取を行う順序があるとすれば、環境大臣の参考となるように、できればその前の段階で、一般住民、地方自治体の意見を聞き、それを踏まえて、最終的に大臣あるいは主務大臣が意見を述べるという順番がいい。大臣の後に、また意見を聞いてもなかなか反映しにくいと思う。
- 意見聴取を行う順序について、一般住民を優先し、その次に地方公共団体とすることが望ましい。

(4) 意見聴取の期間

- 意見聴取を効果的に行うためには、適切な期間を確保することが望ましいのではないか。

<方向性>

- 一般への意見聴取の期間については、行政手続法のパブリックコメントが30日以上となっていることを目安の1つとしつつ、適切な期間を確保する。

(関連する委員意見)

- 期間は、行政手続法のパブリックコメントでは、4週間か30日間かと規定されている。一般から意見を聞くときの一つの目安は、その辺りではないか。都道府県の事例やEIAの事例を見ても30日、45日というのがあるので、目安としては30日間というのは一つあると思う。

(5) 周知方法の形態

- 周知方法には様々な形態があるので、状況に応じた適切な方法をとる必要があるのではないか。より効果的な周知方法があるか。(例えば、書面による縦覧、インターネットでの掲載、説明会その他)

<方向性>

- 意見聴取を行う場合の周知は、インターネットでの掲載をはじめ、適切な方法で行うべき。

(関連する委員意見)

- パブリックコメントのような場合は、募集がなされていること自体がうまく伝わっていないために、意見が出てこないということがある。周知をどうするかという問題点が大きい。
- 希少生物の情報は開示すると密猟につながるので、開示できないという話があった。このことから言うと、配慮書は、特に重大な影響を回避するという意味でいろいろな範囲に見ていただく必要があると思うので、インターネットでの掲載は、必須である。
- 意見聴取について、タイミングや回数と同時に、その方法の決め方や手順も重要。回数をいくらやっても同じ人しか関わらなければ進展はなく、情報も増えない。問題はいかに反映させるかである。周知と参加において効果的なのは何かの視点が重要。

(6) 周知及び意見聴取対象の範囲

- 「関係地域（地方公共団体の意見を聴取する地域及び周知の中心となる地域）」の範囲は、各案により環境影響を受ける範囲であると認められる地域とすべきではないか。（例えば、事業の位置に関する複数案の検討を行う場合には、EIA における関係地域よりも広域となるのではないか。）

<方向性>

- 関係地域は、各案により環境影響を受ける範囲であると認められる地域とする。

(関連する委員意見)

- 「関係地域」を「環境影響を受ける範囲であると認められる地域」と定義すること自体は自明のような気がする。事業位置が複数案あってより広域になっても、影響があるところはすべからず対象とするのが本意であろう。

(7) ティアリング²の考え方

- 配慮書手続の結果は、その後の環境影響評価においてどのように活用するか。（意見等の反映だけでなく、調査・予測等のデータの活用についてどのように扱うべきか。）

<方向性>

- SEA 段階で聴取した意見の概要とそれに対する事業者の見解については、方法書において記載することを確保。（環境省令により規定）
- EIA 段階におけるより精緻な評価のため、SEA 段階における調査・予測等のデータや手法の EIA 段階での活用は、積極的に行うべき。
- SEA 段階における複数案の比較評価後の検討経緯については、可能な限り、方法書等において記載することが望ましい。

(関連する委員意見)

- 配慮書の段階でどういう意見を出されて、どのように対応したかが大事。公衆や関係自治体から意見を聞いた場合の内容とその対応について、（方法書に）書く仕組みにしたい。
- SEA 段階で公衆一般や地方公共団体から聴取した意見については、その対応状況を明らかにすることが必要。より具体的には、こうした意見及びそれに対する事業者の見解を、方法書に記載することが必要。アセス法施行規則（環境省令）において、聴取した意見やそれに対する事業者の見解を方法書に記載することを確保する必要がある。
- 周知方法について、被聴取者に全体の意見結果を還元し周知する仕組みも重要。特に、

² SEA 段階における評価結果のその後の環境影響評価への活用をいう。

一般にはあまり伝わっていないこともある。

- 計画を SEA 段階で検討した結果を方法書の段階で事業者が整理しておくことは必要。SEA 段階で、公衆、自治体、大臣から受けた意見に、どのように反映したかということと同時に、最終的な判断の結果、計画案の検討プロセスを書いておくことで、全体の整合がとれた計画になるし、そのプロセスに意見がどう反映されたかもわかると思う。
- SEA と EIA が論理的につながっているとか、データが共通的に活用されているということが、今後、求められると思う。SEA の結果と、それに至る経緯がきちんと EIA の最初の段階で伝わっていることが、SEA 導入に当たって一番大事なところと、感じている。
- SEA の評価結果活用については、「望ましい」以上の方向付けが重要。
- 結果の利用のほかに、手法の利用もある。シミュレーションについては、入力条件その他は、次の段階ではもう少し精緻なものに変わるかもしれないし、計画そのものの形状が変わることはあるかもしれないが、評価手法として、シミュレーションをやりましたという、そこは SEA の段階で使って、パブコメも得て、環境大臣の意見も得てきたものなので、そこは利用できるというようなところがあってもいいのではないかな。
- 生態系に関して、例えばポテンシャルマップのような形で出てきた推定をもとに、EIA で現地調査をするときのポイントを絞っていくことができるということもあると思うので、情報は引き継ぐべきだろうと思う。
- どの案を選ぶか、さらに改善したということであれば、方法書の段階で、選んだ経緯を記載することで説明責任を果たすことが大事ではないか。事業者にある種の裁量の余地はあるけれども、そのことも含めて、事業者は、最終的に計画案をつくる経緯を次の段階できちんと説明することが大事。
- EIA でも環境保全措置の検討経緯について複数案を検討し得るようなことが書かれている。それと、この SEA の複数案とは連携させることを考えていくべき。その意味で、SEA 以降の検討経緯を方法書に書くのは非常に重要。

3. その他³

(1) 社会的・経済的側面の取扱

<方向性>

- 配慮書手続では複数案の環境面についての比較評価が求められるが、事業者における事業計画の絞り込み・決定に当たっては通常、社会面・経済面を加えた総合的な判断が行われ、方法書以降の手続に至る。このことを、関係者が十分に認識しておくことが望まれる。
- こうした総合的な判断や事業計画の絞り込み・決定については、例えばPI等のように積極的な情報公開・提供等により住民参加を促進しつつ実施するとともに、その検討経緯を配慮書やそれ以降の手続において明らかにすることが望まれる。

(関連する委員意見)

- SEAは、基本的には環境基本法の枠組みで、環境面からの早期の段階での影響評価ということである。
- 計画の早い段階で、事業者の側は、経済性とか社会性とか、そういう検討はする。最終的に事業者はそういう検討をした上で事業計画にも反映することになるが、このSEAというのは、基本的には環境基本法の枠組みで、環境面からの早期の段階での影響評価ということになる。
- 法上は、環境以外の側面についての評価は求められないが、一方で、実態として、環境要素のみでなく費用等の社会経済的側面についても考慮した総合的な判断が行われていることを考慮に入れるべき。
- SEAでベストなものをとるということが初めから決まっているとすると、事業者は、経済性その他のファクターがベストなものをまず選んで、非常に狭い範囲で複数案を示すということになりかねない。最終的に事業計画を決めるときに、事業者が総合的に判断する余地が残されているならば、可能性のある幾つかについてSEAをやっておいて、そのことと、それ以外の経済性その他についても総合的に判断をして、最終的に事業計画をつくり、EIAに入っていくという可能性が出てくる。
- 環境以外の側面について評価を行うことは求められていないが、社会経済的な側面も、考慮しなければならない部分ではあると思うので、そういう実態があることは、きちんと踏まえておく必要がある。
- アセス法上は環境以外の側面の評価を要求するのは難しいが、小田急判決を見ても、諸外国の例を見ても、事業にかかるコストは複数案を考へるときに大いに関係してくる。コストとの比較とか利便性との比較というのは、常に他方の要素として出てこざるをえないものなので、それを複数案で検討するのが持続可能性を追求する際のあり方。コストや利便性も要素として複数案を検討してほしい。(各指針の基本的事項ではなく)そ

³ 本検討委員会の報告書には記載するが、基本的事項（環境省告示）には記載しない事項。

の他（の項目）で結構。

- 環境基本法の枠組みといっても、環境基本法は持続可能な発展を基本理念としており、持続可能な発展というのは、まさに経済面も社会面も考えるということなので、環境面だけでSEA 複数案を考えることは残念ながら難しいと思う。
- 今回の法律改正は、必ずしも持続性評価のようなものと一体的ではなく、環境に特化した部分。実際には社会・経済面を含めた評価を行わずに計画はつくれないので、まさに総合的評価のもとで選定している実態がある。しかし、これ（基本的事項）は法律で定めている事項なので、こういうことを書き入れると、環境に特化した評価行為の中に、社会・経済の面も加えて、住民の意見を一回聞いたら、それで事足りるという誤解を与えてしまう。そうすると、従来検討している、いわば持続性評価にも関わるような先進的な取組が後退する心配がある。そこがないように、ぜひ取り扱ってもらいたい。
- 環境面だけを出して複数案を出すと、もちろん環境にとっていい方を取ればいいだけのことであるが、ほかの考慮を全くなしに環境面だけ出すというのは、ほかのところを捨象している。それで複数案の比較がちゃんとできるのか。できないとすると、何のために複数案を出して検討するのかという、根本的な問題がある。